

平成26年度 第3回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成27年3月23日（月）午後1時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、河野 東、白石 則彦、田中 美津江、千頭和 勝彦、宮澤 由佳

（事務局）長江林務長、佐野森林環境部理事、保坂森林環境部次長、江里口森林環境部技監、
前沢森林環境総務課長、島田森林整備課長、上島みどり自然課長、橘田林業振興
課長、関岡県有林課長、長池森林総合研究所主任研究員、森林環境総務課企画担
当（3名）

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

（1）開会

（2）あいさつ

（3）議事

①平成26年度事業の進捗状況等について

②平成27年度事業について

③基金の管理状況について

④事業効果の検証について

⑤その他

（4）閉会

6 議事の概要

①平成26年度事業の進捗状況等について

司会：

続きまして次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

それでは議題の（1）ですが、平成26年度事業の進捗状況等について事務局からご説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1により説明）

委員長：

ありがとうございました。

ただいまの部分につきまして、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

委員長：

資料 1 の左側のところに施策というのがあって、緑と黄色とピンクで色づけされていますけど、この 3 つの施策は県の基本計画か何かで項目が掲げられている事業の中でやっているというような位置付けになっているのでしょうか。

森林環境総務課長：

これは 7 月の時に少し触れたかとも思いますが、23 年の 9 月に新税の考え方というようなもので整理をさせていただいております。この中で大きく 3 つに区分しながら事業を進めていく、活用の想定事業ということで整理したものでございます。これがベースにあって進めているところでございます。

委員長：

ありがとうございます。

委員長：

委員の皆さんからご意見、ご質問等がありますか。

委員長：

それでは資料の 1 につきましては特にご意見、ご質問ないようですので議事を進めます。

次に議事の（２）、平成 27 年度事業について議題といたします。

事務局からご説明をお願いします。

②平成 27 年度事業について

事務局：

（森林環境総務課長から資料 2 により説明）

委員長：

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

委員：

荒廃森林の再生事業ですが、879 ヘクタールとありまして、その単価なんですけど、どんなものを基準にしてこの単価を決めているのでしょうか。

森林整備課長：

こちらの単価につきましては間伐が中心になります。間伐と言いましても主に切り捨て間伐です。それから国の補助金の方の計画の制限がありますので、搬出間伐、さらに獣害がひどい場合につきましては獣害防除に対する経費の単価を勘案しまして、この事業に努めております。

委員：

実は、私は山の方によく入っているものですから、先日ある小さな村から言われたことが、森林環境税のこの整備事業は非常にありがたいのだけれども、単価がどうも安いのではないか、それでも村で補填をして何とかやっているのだけれども、事業者がこのままではやっていけないということを言っているというご意見をいただきました。それでちょっとお伺いしたいのですが、平均単価というのは国の補助金を使ったり、あるいは一般的な単価とほとんど変わりはないのでしょうか。

森林整備課長：

労務費につきましても、協定単価がありまして、これは国の補助金も使いますので、歩掛ですとか、その他について標準的な造林公共の事業と同じものでおこなっています。

委員長：

今の説明でよろしいですか。

委員：

お願いします。

委員長：

はい、どうぞ。

委員：

県民参加の森林づくり推進事業費の中の情報誌の発行、非常に嬉しいニュースでありありがとうございます。名前は仮称ということですが、ぜひ多くの消費者、県民の皆様に分かりやすい情報誌を作っていただけたらなと思います。できましたら、柔らかい言葉で、あまり専門用語のない、主婦や若い子たち、学生や子どもというと、少し違うかもしれないのですが、できればあまり専門用語が入っていない、親しみやすい冊子を作っていただきたいなと思っております。ぜひ民間の方々の意見を取り入れながら進めていただければなと思います。楽しみにしております。いつごろ発行するのかということをお聞きしたいです。

それからもう一点ですけれども、地域の森づくり活動支援費補助金の残があるというお話で、いろんなところと重なっているというご説明もありましたが、私は、NPO法人山梨コミュニケーションスクール会というもののの中で沢山のNPOと情報交換し

ているのですが、森林整備であったり、環境保全であったり、農地であったりとか、色々な自然に関する事業をやりたいと言っている NPO の方や、もしくは今後 NPO を作りたいと思っている方が非常に多くて、こういう方々をうまく活用したり、また指導していくということが、こういった良い活用につながるのではないのかなと思って、本当に素人で申し訳ないのですが、こういう事業をする時に多少の指導や説明や、そういったレクチャーなどが必要なのかなと勝手に感じるのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。二つお願いいたします。

森林環境総務課長：

まず情報誌の関係ですが、親しみやすいものをとということで、十分に検討しまして、他県の先行事例もありますので、分かりやすいものを発行して参りたいと考えております。また、いつ頃かはまだ決まっておりませんが、あまり遅くない時期に発行したいと思います。ただ、中身、コンテンツをどうするかという問題がありますので、当該年度のものを紹介するとすれば秋ぐらいになってしまいますし、まだ確定しておりませんが、予算につきましては計上しましたので、分かりやすいものを発行させていただきたいと存じます。

みどり自然課長：

地域の森づくり活動支援費補助金ですが、この補助金を使わせていただいたのは大変規模の小さい団体であったということで、啓発のほうも林務環境事務所とか、あるいはボランティアボードを活用し、きめ細かく実施したところでございます。また、団体の規模が小さいので、事業の要件である協定を結んだり、書類を作成するのに余力がなく、事務能力の面で大変だということなので、林務環境事務所と連携し、事業を受けていただいて進んでいる際に途中で立ち消えになってしまうということがないように、きめ細かく指導していきたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

よろしいですか。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

委員：

私も素人であまりよく分からないのですが、今バイオマスがとても言われておりまして、ペレットストーブなどの普及が、今県内ではどのような状態なのか聞きたいことと、それからペレットストーブを使っている方に言わせると県内のペレットが合わないということです。大きさが違ってなかなか普及しにくいということを聞きましたので、それはどのようになっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

林業振興課長：

県内のペレットストーブの台数ですが、平成 25 年度末で 438 台という数字になっております。それからペレットが合わないという話ですが、これについては、ペレットには大まかに言って 2 種類ありまして、径が少し細めのものと、ペレットボイラーに使う専用の少し太めのものがあるということです。ストーブの種類によってどちらでも使えるもの、片一方でなければだめというようなものがありまして、そういったところで径の大きさやストーブの種類によって違うということがあるということです。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりにつきましては、26 年度の積み残しが 400 ヘクタールほど残っているということですが、そうしますと 27 年度には新規事業と合わせて 1,400 ヘクタールぐらいやることになりますが、そういう理解でよろしいですね。

森林環境総務課長：

はい

委員長：

先ほど資料 1 で 3 年間の進捗率を見ますと、5 年間で 5,000 ヘクタール余りのところ、3 年間で 2,300 ヘクタール、つまり残りの 2 年間で大分ペースをあげなくてはならないという計算になりますが、予算的な措置はされているとして、問題はやはり天候などいろんな状況があって、こなせない事態がこれまでも生じてきたということですので、こればかりは難しいところもあるかもしれませんが、ぜひ予定を終わらせていただきたいと思います。何か説明がありますか。

森林環境総務課長：

今の委員長からの質問ですが、正にそのとおりでありまして、2,344 で 5,200 ですので、これらの面積について 2 年間で実施するということになりましたと、ちょうど平成 26 年度に前年度からの繰り越しも含めて実施した数字は 1,470 ヘクタール強になりますので、今年実施体制等を整備しまして、このペースが維持できれば来年、再来年で今年同様のものを整備していきますと、計画どおりの面積が実施できるということになります。

委員長：

説明ありがとうございます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは議事の 3、基金の管理状況について説明をお願いします。

③基金の管理状況について

事務局：

（森林環境総務課長から資料3により説明）

委員長：

ただいまの事務局の説明について、委員の皆様から質問、意見等がございましたらお願いいたします。

資料2と比較すると、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりに予算額としては5億7千万ほどが計上されていて、そのうちの4割ほどが国費で、残りの部分、3億2千万ほどがこの基金から支出されている。それが26年度の状況ですね。その3億という数字が資料3の充当額というところにおそらく出てくるのではないかと思います。

国の補助がゼロになっている部分というのは、いわゆる県単独事業ということで、基金やあるいは県のほかの予算のみで執行される事業ということで、これは多分基金だけだと思うのですが、国の補助金が投影されるものについては国の仕様と言いますか、要求を満たさないといけないので、先ほどの単価等も自ずと決まってくるのではないかと思います。

大体予算としては、この前年度並みのものが多くなっているということですね。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

では次の議題に進みたいと思います。

④事業効果の検証について

委員長：

事務局から説明をお願いします。

森林総合研究所研究員：

私は、この環境税が使われて整備された森林がどのように整備されたのか、それがどのように変化してきたのかという事業効果の検証を担当しております。

まず資料4-1をご覧ください。

私が報告させていただきますのは荒廃森林再生についてと、広葉樹の森づくり推進についての二つの事業についてです。

荒廃森林再生につきましては、県内で12箇所調査区を設けました。その中で調査項目としては資料の中から下ほどにあります4つの項目について調査を行っています。

まず、20m×20mの調査区を作りまして、その中の森林にどのような種類の樹木が生えているか、どのような大きさの樹木があるのかというようなことを調査しました。

その上で、2番目の光環境の調査というものをを行います。これはここの写真にありますように魚眼レンズという特殊なレンズを林の上の方向に向けて写真を撮ります。そうするとこのような写真が撮影されるわけですが、この画像をコンピュータの処

理にかけますと林の中で空が見えている部分というものを計測することができます。空の部分がたくさん見えているほど林の中は明るくなるわけです。ですからこの事業によってどれだけ明るくなったのかということを実施前と実施後で比較することによって評価することができます。

3つ目としては、植生とか更新の調査を行っています。これは地面に、1m×1mの調査区を作りまして、その中にどれだけの植物が生えているのかということの評価します。これはなぜかと言いますと、ご存知のとおり林の中が暗くなって植物がなくなってしまうと土壌が流れてしまうということが懸念されるわけです。ですからこの事業を行って林が明るくなる、これは2番の写真でもそう言えるわけですがけれども、明るくなったことによって3番の写真のように地面に植物がどれだけ増えたのかというようなことを評価することができます。

4つ目の土壌移動量調査ですが、こちらのこの白い箱のようなものがご覧いただければと思いますが、こういうものを地面に設置しておきます。これを定期的に調査し斜面の上のほうから箱の中に土壌が流れてきた場合はこの箱で補足できるようになります。ですからこの箱の中に土壌が何にも入らなければ土壌の浸食は起きていない、箱の中に土壌がたくさん入っているようですと、土壌の浸食が起きているというようなことを評価できるわけです。

県内12箇所について1から4の調査を行いました。この調査につきまして、各調査地の結果が示されています。右上に調査箇所①とあるものをご覧ください。南アルプス市上宮地地内という調査地となっています。このあと、これが全調査区ごとに12枚用意されています。これは各調査地ごとに今までお話ししましたこの4つの調査についての結果を示しているものです。

一番上のところに、調査地の場所と、真ん中にはこの事業を実施する前と実施したあとの写真が掲載されています。ご覧いただければ分かりますように、実施前に比べて実施後の方が伐採されたことによって明るくなっているというようなことが写真を見てもご覧いただけるかと思えます。

それを先ほどの魚眼レンズを使った写真で評価したのが左側のほうになります。丸い写真が上のほうが実施前、下のほうが実施後の写真になります。上の写真に比べて下の写真のほうが空が写っている面積が大きいことがご覧いただけるかと思えます。この計算結果が上のグラフになりまして、この赤い線で実施前が6.5、実施後が10.8というようになっております。ですからこの林の場合は空の面積が6.5パーセントから10.8パーセントに増えた。すなわち空から光が注いでくる、実施によって光が注いでくる割合が増えたというようなことが分かります。

真ん中をご覧いただきたいと思えます。真ん中にはこの地面の植物がどれだけ増えたのかというようなことを示しているものです。まず写真のほうをご覧いただきたいと思えますが、この事業を行ってから1年ぐらいですので、顕著な影響は出ていませんが、上が実施前、下が実施後になり、若干緑の植物が見えている部分が増えているかと思えます。その結果が上のグラフの植被率という赤い線になっています。ここは平均値で全体的に下がってしまっていますが、植物がどれだけ増えたか減ったのかというようなことを評価しています。この上の青い線、11、14と書いてありますが、こ

れは樹木の種類の数を調べているものです。この実態を見ますと、今まで 11 種だったものが 14 種に増えています。整備を行ったことによって、ここの場所に生えてくる樹木の数が増えてきたというようなことが示されています。

右側に移りまして、これは土壌移動量調査というものです。こちらは写真のように箱を地面に置きまして、土壌がどのように流れてくるのかということの評価をしています。この場所は施業実施前の調査ができなかったのですが、施業後には 3.49 という値になっています。同様の調査を 12 の場所で行っています。

最初のほうの事業効果検証のためのモニタリング調査についてという資料をご覧ください。これだけでいいと思います。これが全体の 12 箇所の調査の結果を取りまとめたものになります。

光環境調査では開空度、空の面積ですけれども、空の面積が事業実施前と比較して平均で 2.5 パーセント増加しました。

植生更新調査では、植被率、地面を植物が覆っている面積ですけれども、それが事業前と比較して平均で 3 パーセント増加し、発生した樹木の数も平均で 6.4 種増加しました。

土壌移動量調査では、事業前と比較して、土砂の移動量が増加する傾向が見られましたけれども、伐採時に林床は、どうしても部分的に損傷を受けてしまいます。そのことによって土壌の移動量が増加したものというふうに判断されました。

しかしながら、このあと森林に植物が回復することによって土壌移動量は少なくなっていくということが予想されています。ですから今回の取りまとめとしましては、開空度が改善され、全ての箇所において木本種の発生数が増加の傾向にあることから、針広混交林化に向けて順調に推移していることがうかがわれますというのが荒廃森林再生事業についての結果になります。

続きまして、広葉樹の森づくり推進事業についてお話しします。

これは A3 版の資料、先ほどの横向きの 13、14 になります。右上に⑬とある、山梨市牧丘町柚口山内、ここの 13 番と 14 番につきましては広葉樹の森づくり推進事業についておこなった所の調査結果を示しています。上に地図がありまして、その隣に写真が 2 枚あります。施業前と施業後、施業前は広葉樹は植栽されていませんけれども、施業後には広葉樹が植栽されている写真になります。

その下の一番左、活着率の推移というグラフがあると思います。活着率と言いますのは植えた木がその後どれだけ生き残っているのかというふうな値になります。ですから 100%ですと、例えば 10 本植えた木が 10 本残っているということになります。平成 24 年は植えた年ですので 100%、それが 25 年でも 100%、ですからこの 1 年に関しては全て生き残っていた、そして平成 26 年になると 93%なので、7%くらい死んでしまったと。この場合は 15 本中 1 本枯れてしまったという状況になっています。

隣の真ん中のグラフをご覧ください。これは根元径の推移というものですけれども、根元径と言いますと、植えた木の根元の太さを計っています。ですからこれが太くなればなるほど樹木として大きく成長していることを示しています。平成 24 年度の植栽当時は 6mm でしたけれども、平成 26 年度には 11mm というように順調に成長しています。

そして一番右の樹高の推移につきましても、平成 24 年度は 62cm から平成 26 年度は 113cm、約倍の大きさに育っているというようなことがご覧いただけるかと思います。これは 13 番と 14 番、2 箇所についての比較を示しています。

その結果をまとめました A4 版資料のほうに、またお戻りいただければと思います。広葉樹の森づくり推進事業（植栽）というところになります。活着率は 90 パーセント前後を保っています。根元径、樹高とも順調に増加しています。食害防止ネットは健在で、有効に機能しています。写真のほうで白いネットがかかっていると思いますが、これは日本鹿の影響が顕著ですので、こういうふうな鹿に食べられないように覆っていることが必要になっているわけです。このネットはちゃんと健在で有効に機能しています。これらの結果から植栽木が鹿などによる食害から守られ、順調に生育しているというようなことがデータとして判りました。

以上です。ありがとうございました。

委員長：

どうもありがとうございました。

森林整備課長：

それでは資料の 4 の 2、一番最後の資料をご覧ください。

先ほど荒廃森林と広葉樹の森の評価、検証の説明がありましたけれども、里山再生事業につきましても、なかなか評価が難しいということで、今年度、里山再生事業に関するアンケート調査を実施しました。調査対象としては平成 25 年度に里山再生事業で整備した里山周辺の地区の住民の方、県内 13 地区ありましたので、こちらの区長さんをお願いしまして、その区の会議でお配りいただきまして趣旨を説明して回答を得ました。回答率は 51.8%、286 世帯から回答がありました。この調査を昨年 11 月から 12 月にかけて実施しました。

2 番の調査項目及び調査結果についてであります。地域の里山が整備されたことを知っていたかという問いに対しては、約 7 割の方が整備されるということをはっきりと知っていました。それから問 2 で森林環境税が活用されていたことを知っていますかという質問に対しましては、64%の方が知っていたと答えました。他県が森林環境税の認知度をホームページで公表していますけれども、そういったものに比べてもかなり高い数値で認識され、身近で行われていることについて、認知度が高かった状況にあります。

問 3 の里山にどのような役割を期待しますかという質問に対しましては、黄色い枠で書いてあります。こちらで言うと①番の「土砂の流出、崩壊の防止」といったことに対する役割への期待が一番高くなっています。

その次に森林景観の形成、そして緩衝緑地の避難空間ですとか、鳥獣被害の抑制、そういったものが期待としては高い状況です。

一方で文化継承の場ですとか、環境学習の場に対する期待は低い状況です。

問 4 ですが、今回実施した里山の整備の満足度ということで、回答としては満足、どちらともいえないと、それから不満足とあります。不満足が少ないという結果になっ

ておりますけども、どちらともいえないというのが多いのが実際であります。そういう中で⑤番の森林景観の形成、これがかなり満足度が高くなっています。これは我々も現場を見ても、明らかに侵入竹の除去ですとか、広葉樹の不要樹の除去とか、そういったことで見通しがよくなっていますので、こういったものに対する満足度が高いということになります。

それから①番の土砂の流出の防止ですとか、⑥番の鳥獣被害の抑制、そういったものに対する満足度が高いという形になっております。

問5の今後も里山の整備が必要だと思いませんかということに対しては、約9割の方が引き続き整備の要望をしているという結果になっております。

その他、最後に4番、寄せられた意見ということで、見通しがよくなり山が生き生きとして見えるようになったとか、猿の出没が少なくなったとか、幾つかに集約させていただくとこのような意見が非常に多くありました。一番下のほうには否定的な意見も少し出てきているという状況になっております。

こういった調査結果を基に、また次年度以降も評価について考えていきたいと思っております。以上です。

委員長：

ありがとうございました。

それでは委員の皆さんからただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

こういった目的税を使った事業の場合に、効果を検証するというのが非常に重要なことだと思うのですが、私も研究者ですから、いろいろそれに興味を持って見させていただきました。特にほかの委員の皆様もぜひ注目していただきたいのは、12箇所について土壌移動量調査という結果が出ているのですが、例えば間伐等の森林整備をして、この場合には実施前と実施後で全体として見ると土壌の移動量が増えて、それはいろいろ中に人が入ったり、いろんな作業をしたからだというふうに書かれているのですが、A3の2枚目のところ、調査結果一覧表というのを見ますと、土壌の移動が、例えば①南アルプス市上宮地という所はたった3グラムですね。それが4番目のところでは山梨市三富上釜口は296グラムとか、土壌の移動量が全然違うわけです。これが実施前も、実は多い所は多いし、少ない所は少ないというような形になっています。これの一番の影響はおそらく斜面の傾斜じゃないかというふうに思います。A3の1枚目のところに傾斜という属性が付いていまして、例えば上から5番目の塩山上萩原という所は傾斜9度。非常に緩やかな所ですが、そういう所の土壌の移動量というのはほとんどないということですね。ですから事業をする前とした後でもちろん増えたということはあるんですけども、元々傾斜の急な所は土砂の移動量が潜在的に多くて、それが上の木の茂り方によって長い目で見て変わってくるという、そういうことがうかがい知れます。そのような理解でよろしいですか。

森林総合研究所研究員：

はい。

委員長：

このモニタリング、例えば土壌移動量調査は27、28というところにも欄があるのですが、これを継続して測っていくということなんですね。

森林総合研究所研究員：

はい。全部植生の増え方と土壌の移動量というのは毎年測っていくことを予定しています。

委員長：

そうしますと事業をして、例えば間伐等をして2年目3年目になりますと多分植生も増えてくる所は増えてきますし、その効果がより明らかになっていくのではないかといいうふうに思います。

何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員：

私たちも、税金がどのように使われているかということはこの委員になる前はあまり知らなかったんですね。一般の消費者の方たちも、どうなっているのかねとか、あまり知らないよねというのが実は現実的な意見でありますけれど、私、昨年見学で現地を見させていただきまして、ああこのようになっていたんだと実感いたしました。そしてこのような結果を見ますと、ますますこれから大切に使われていく税だと思っております。

ただ、確かに寄せられた意見の中で、皆さん大体一般の方はどこで整備しているのか場所が分からないとか、やっぱり皆さん見えないんですね。現実的にどこでどうなっているか何かの形で、さっき情報誌が出るというのを聞きましたけれども、そういうことを一般の人たちにも分かりやすくアピールしていただいて、今荒廃している山林が多いので、やはりこれから益々重要になってくると思いますので、私たちも期待したいと思いますのでよろしく願いいたします。

森林環境総務課長：

認知度を高める、あるいは効果についてご理解いただくという面から、前々からこの委員会でもご指摘をいただいた中で、今年度については現場の見学をしていただいたというふうなこともございます。来年度のことについては委員からのご指摘にあったように分かりやすい資料を作ってアピールをしていきたいと考えておりますし、またなかなか山に入っていくのに大型バスで行くというわけにはいかないところが難しいところでもある訳でございますが、一遍に大勢の方に現場を見ていただくというのはなかなか難しいところもありますけれども、そういった現場見学会を今年も開催する予定になっております。そういったことをホームページや冊子で紹介しながら、認知度を高めてご理解をいただけるような取り組みを重ねて参りたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員：

荒廃森林の施工方法ですけれども、今、神奈川県などでよく取り組まれているのですが、間伐したあとに山を守るため、土砂流出を防ぐために柵工を入れています。土壌が移動しなければ、じきに草も出てくるということで、神奈川県は昔から取り入れているわけですけれども、荒廃森林についてどのような施工をしていけばいいかということについて、ただ間伐のみでやっているというのにちょっと理解に苦しむところがあります。ハイカーなり地主なりが山へ入った時に、切って切りっぱなしという状況では林内を歩けないのではないのでしょうか。ハイカーもちょっと道に迷ってそういうところに入った時には、出られないということで、枝を払うとか、切った木を横にするとか、何らかのそういうことをしたほうがいいかなと思います。荒廃森林を再生することですが、切った枝がかぶさって、それが枯れ枝として土へ戻るのですけれども、その時間というのが結構かかると思うんですよね。そこで、切り捨てだけじゃなくて、何らかの形で出た土が流れないようにするというのを考えたほうがいいかなと思うのですけど。

それと、やはり税金を 100 パーセント投入している以上は何らかの形でハイカーにしても地主にしても、また山を歩く人たち、または見たい人たちに、もっと説得力のあるものでいったらどうかなと思うのですけど、どうでしょうか。

森林整備課長：

ご意見ありがとうございます。

神奈川県はやはり県民税で同様に事業をやっておりますけれども、特徴とすると 850 万の人口からの負担でかなりの税収になり、国庫補助事業を使わずに県単独事業として実施しているというのがかなり多いということですが、山梨県の場合、国庫補助事業を使ってやっているものもあります。そういったことでなかなか事業の種目にも制約が出てくるということもあります。

それからもう一つは、この税を立ち上げる時の当初の目標が、やはりこの荒廃森林 1 万 9 千ヘクタールを解消するという、これが大きな目的で県民の皆さんにご了解をいただきまして税をいただいているということがありますので、まずは間伐を実施して陽を林内に入れて林地の保水力を保ったり土壌流出を防ぐと、こういったことを考えておりますので、今、最初の第一期 5 年間ですけれども、これを荒廃森林の解消ということを最大の目的として実施していくということでもあります。

切った木を横にするということになりますと今でも搬出に備えて集積をするために木々を横にするというのがありますが。そういったところで、保全の方法を検討するということがあります。いずれにしても、今ご意見をいただきましたので、今後も検討したいと思います。

委員長：

はい、どうぞ。

委員：

今の意見に関連してなんですけど、今国庫補助を使っていらっしゃるから、いわゆる切り捨て間伐のような状況になっているというのですが、実は私ども企業の森に初めて補助金を入れた施業を甲州市でやっているのですけれども、私の企業の森でやってきた間伐では、できるだけ片付けるという方向でやってきました。今回国庫補助と県の補助を使ったというか、いわゆる切り捨て間伐でその中に林地残材、まだ使えるような木も、いわゆる切り捨てになってしまっていると。そういうことでずいぶん私どものイメージというのが変わってしまって、補助金を使うことで何かその規制に則ってやると、より整備が進むのならいいのだけれども、そうではない状況の最低限の施業しかできないとうことで、ちょっと今、次の方向、来年度はどうするかということを考えているのですけれども、今、委員がおっしゃったように、できれば森林環境税を使ってやるのですから、国の補助金を使っていて、それが最低限ということではなくて、もう少し、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、安いという評価がどうなっているか私ども今は分からないのですけれども、76%の実施率であるということであれば、金額に重点を入れて、もうちょっと完全なといいますか、本当に現在いいとされるような税の使い方を考えていただくことも必要なのではないかなというふうに思います。今回私も、初めて補助金を使って、え、こんななのというのが正直なところですよ。それが最低限の補助金を導入するための条件かもしれないけれども、私どもの環境税というのはもうちょっと高いところに水準を置かせていただくというのも、2年か3年やってきているわけですから、その実施を踏まえてより高度なものにしていくというふうな方向性も見い出していただいてもいいような気がしますので、ぜひご一考をお願いできればと思います。

森林整備課長：

ご意見ありがとうございます。

先ほど申しましたとおり間伐がまず第一の目的です。ただ国の補助金のほうも搬出が条件になったりとか、また、今は切り捨てもかなり自由になってきたということもありますけれども、税の目的とすればやはりそういったところにお金をたくさん使うのではなくて、間伐面積を確保していくということです。ですから今搬出についても、たくさん木を出して、そこでまた木が売れるとか、高い値で売れるとか、そういったことは想定しておりませんので、あくまでもチップとか、最低限のものを出して、それで間伐の面積をできるだけ1万9千ヘクタール近づけるということです。そういったことで目的を達成するような形で進めているところでありますので、ご理解いただきたいところですが、確かに木を使っているということも大きな意義があることです。県もそういう施策も実施しておりますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

委員長：

この辺はいろいろ意見が分かれるところかもしれませんが、ただいまのご説明で荒廃森林1万9千ヘクタールという数字が出ました。今この基金の事業が5年間で

5千ヘクタールを目標にしますので、その辺が、例えば5年の事業が2回なり3回なりやると1万9千がかなり消化できて、量をこなした上でさらなる質を目指すというような次の段階にいくのかもしれませんが。

それから国補の事業は最低限しかできないというのはそのとおりなのですが、それはそれで終わりにして、県単独事業でまた別なことを上乗せして仕込むという、別な事業で同じ場所に入るといようなことは、多分設定をすれば可能になるんじゃないかという気がいたします。いわゆる県のこの事業の目標が荒廃森林をできるだけ早く少なくするということですので、ただいまの県のご説明はそういうことでした。ほかにご質問等、いかがですか。

委員：

まだその他ではないですよ。

その他のようでしたから、どうしたのかなと思いました。

まだ検証についての質問ということですね。

委員長：

そうですね。資料の4-1、4-2の部分です。

それから資料の4-2も非常に興味深いのですが、事業を実施した周辺住民から聞き取りアンケートをされたということで、やはりみんな日頃見える森林の景観ですとか、あるいは土砂流出というような、そういう身近な森林の便益を重視されているということが非常によく分かると思います。

それに対して、例えばレクリエーションとか交流の場とか、環境学習というのはどちらかといえば訪問をして受ける便益というようなことを考えますと、そういうものに対する元々の機会が周辺住民は少ないんじゃないかということが、この結果から少し読み取れました。ですから今回のこのアンケートの調査の結果は非常に妥当なものではないかと思います。

何かほかにこの件で、よろしいですか。

この周辺地区住民へのアンケートの調査は、調査表か何かを渡して、後で郵送かなにかで送ってもらうというような形だったのでしょうか。

森林整備課長：

これは県の職員が市町村に問い合わせ、アンケート調査をお渡しし、区の方に配っていただき、そして回収したということです。

委員長：

手渡しで配布して回収ということですか。

森林整備課長：

職員が直接ではないのですが、区長さんをお願いし、区を通して区の会議で渡していただき、また回収する形で市町村にご協力いただき実施したということになります。

委員長：

資料 4-2 の一番右下の寄せられた意見のところには、税金の使い方としていかなものかとか、整備した結果が把握できないとか、ちょっと辛口な結果もあるわけですが、この辺がいかに認知度を高めて理解を広げるかという辺りの鍵になるのではないかと思います。

ほかに、よろしいですか。

⑤その他

委員長：

議題を一つ進めて、(5) のその他というところに進みたいと思います。

今まで全部を含めて、あるいはこの事業について委員の皆様からご質問、ご意見等があればお願いいたします。

委員：

まず私の町の近隣の町村の議会で、この森林環境保全基金の運用についてちょっと質問されたようです。その職員がどういうことだということで、私どもに資料を見せてくれと言って、たまたま県でいただいた資料をお見せした経緯がございます。私が感じていることは、これはいい事業だと思うのですが、一つは事業実施についてどのような箇所を実施するか、そういう選考基準、その辺をちょっとお聞きしたいというのもあります。

もう一つは、この表から見ると私の町でも何かやっている部分があるのですが、そこについて要望があったのか、どうなのかということもあるし、実は町は結構集落から要望があるわけですね。できないわけではないですが、大体の要望というのは建設課とか産業課が多いんです。そういう要望に対してお答えできるのが、上部団体のその補助を活用して事業実施するというような経緯があるのですが、これを聞くということは私の勉強不足か分からないんですが、先ほど荒廃森林の解消を 5 年間ということで契約されているようなのですが、ちょっとお聞きしたいのは、この基金を使って市町村に補助金を出して事業実施するというような考えがあるのかどうか、その辺のところをちょっと聞きたいと思います。以上です。

森林整備課長：

今のご質問ですが、選考基準ということをおっしゃいましたが、これは荒廃森林については人工林ですので、収量比数と言って森林の混み具合とか本数とか、そういったもので基準を設けまして、その中で特に混んでいる地域について間伐しているということをやっております。

里山とか、そういう所については特に基準はなくて、地元の方、市町村から要望があるとか、地区の方が非常に竹が侵入して困っているとか、そういった要望に基づいて、森林組合とか森林所有者あるいは市町村、そういうところから補助金申請があれば、県がその事業に対し補助金を交付するという形になります。

先ほどのPRもありましたけれども、市町村によっては、毎月出している市の広報に所有者負担なしで間伐ができますといったPRをしている月がありまして、そういったことで住民の方の要望ですとかを聞くということがあると思います。なかなか森林組合だけですと組合員、それから組合員でない森林というのがかなりあると思いますが、目的とすれば何度もお話ししていますが1万9千ヘクタールという、この荒廃森林を解消するために、所有者の方あるいは森林組合に補助金交付を申請できるということをお知らせしたいと思っておりますので、また引き続き町のほうでもご協力をお願いしたいと思います。

委員：

はい、分かりました。結構です。
どうもありがとうございました。

委員：

以前にも出たかもしれないのですが、最近北杜市に行くたびにソーラーパネルが広がっていて、とても不安になって、私も専門家ではないけれども、委員をやっている立場上、友達や知り合いから、あれは土壌流出は大丈夫なのと聞かれても答えることができなくて、産業の立場でソーラーパネルというのはいろいろ動いているのかもしれないのですが、この森林環境保全の立場からソーラーパネルをどういうふうにお考えなのかご意見を聞きたいということと、実際土壌流出は大丈夫なのか、また、例えば荒廃森林の整備のできない山を持っている人たちは全部ソーラーパネルにすればいいと思ってやってしまえる状況なのか、もしくは、噂話で私が聞いたら大変失礼なんですけれども、北杜市には数百がもう設置されて、今2千件の約束がもう既に付いていると聞いたものですから、実際に食い止められるか、食い止めればいいのか私もよく分からないのですけれども、そういった条例もないというふうに聞いたので、ソーラーパネルというのは限りなく増えていったいいものなのか。とにかく森林保全の立場からご意見を伺いたいです。お願いいたします。

森林整備課長：

北杜市内のソーラーパネルのご心配ということでのご質問ですけれども、森林を、森林以外に開発するという時には森林法に基づきまして林地開発行為許可が必要になります。ただこれは面積で1万平米を超える場合であり、この場合は県知事の許可が必要になりますので、そういった1万平米を超える案件につきましては、県が計画内容ですとか、そういったものを審査し、水の確保ですとか、水源の涵養、それから土砂流出の防止とか環境保全、といった具体的な数値基準が示された国の4つの基準に基づきチェックしておりますので、土砂流出がないものとして認められればこれを許可するというふうになります。

許可することになるというのは、森林法の場合は個人財産の保護というのが基本になっておりますので、法律上で言えば許可しなければならないということです。この基準を満たす場合には許可しなければならないといった形になっております。

ただ、今市町村もなかなかかなり増えてきておりますので、例えば 1 万平米以下ですとこれはこういった手続きなしでできますが、そういったものにつきましては北杜市に限らず幾つかの市で景観条例ですとか、あるいはパネル設置に対して要綱で届け出制にするとか、そういった行政指導的なものができるようにしているところもあります。

県ではなかなか大規模なものがたくさんできてきますと、許可しなければならないとしても、いろいろな住民の方のご心配もありますので、景観部局ですとか治水・砂防といったいろんな部局が集まって事業者に対し指導するようなことで対応しているというところでもあります。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

一番最初に林務長さんのごあいさつの中にもエネルギーのお話があったと思うのです。その中で我々の分野でエネルギーと言えばバイオマス発電、今非常に注目されています、これはメガソーラーと二本立てでエネルギーの話題の一つなんですけど、平成 27 年度に関しましては、いわゆる FIT という定額買取制度の中でバイオマスはより小規模のほうに軸足を移すという会見を行われまして、メガソーラーに関しては買取単価の切り下げという形になりました。ですから、今後メガソーラー、大規模な太陽光発電は少し収まっていく方向になっていくと思います。

委員：

はい、ありがとうございました。安心しました。

委員長：

それから、関係ないかもしれませんが今、全国の地域でバイオマス発電が非常に話題になっていまして、特に林業の盛んな所で、例えば製材廃材などを期待しての立地や、港湾立地で足りない分を海外からヤシ殻とか、石炭とかを運ぶことを前提にバイオマス発電施設をたくさん造っています。山梨県の事情がどうなっているか分かりませんが、少なくともメガソーラー、太陽光発電に比べますと林業の振興ということも期待できますし、発電そのものにも地域の雇用が生まれますので、メガソーラーよりは、だいぶ地域振興に結び付く要素が多いと考えられています。

また、発電の性質そのものですが、ソーラーパネルは日中に発電をしますが、電気はご存知のとおり溜めておけませんので、それが夏場の暑い季節などは電気の需要のピークとは重なるのですけれど、それでもやっぱりたくさん使ってたくさん発電すると、そのコントロールができなくなってしまっ買取の上限というのがあるのだそうです。それに比べますとバイオマス発電は、いわゆる施設系の発電ですのでベース電源になれる、火力とか原子力とか、そういう施設で発電する安定的な電源になれるということで、電気の性質としては素性のいいものと言われています。

ですから再生可能なエネルギーと一口に言いますが、太陽光発電とバイオマス発電はだいぶ性質が違います。政府も再生可能なエネルギーを振興するという施策の下で買取価格などはだいぶ高めに設定されているのですけれども、その中でも 26 年度から 27 年度にかけてはバイオマスを小規模に、ソーラーパネルを抑える方向でというように政策全体がシフトしていると言われていています。そんなことが起こっています。

私の研究室でもバイオマス発電、バイオマスにエネルギーを供給するという研究をやっている社会人大学生の方がいますが、本当に動き出すと何十万立方という膨大なチップが必要になりまして、結構その確保が大変になってくるということのようです。それは実際に山であまり手入れのよくない森林が、いざ伐採してみたらろくな材が出なかったという時の受け皿になるという点では、実はそんなに悪くない需要先だと思います。ただ、個人の山持ちさんは、何十年も気にしてきた自分の山を、切ったらいきなり燃やすのかということに対して精神的な抵抗はあるのですけれども、今そういうバイオマス発電立地周辺で、いわゆる A、B、C 材、あるいは今まで顧みられなかった D 材に対し 6 千円とか 8 千円とかいう値段がついているそうです。ですからそれは、林業を下支えする用途先という点では非常に有望じゃないかとも考えています。山梨県の事情はよく分かりませんが、九州などではたくさんできているようです。せっかくの委員会ですので、皆さんいろんなご意見、あるいは県に対するご要望等がございましたらこの機会にぜひお話し下さい。

委員：

平成 27 年度に森林体験活動支援の補助金で、私たちの保育園も手を挙げたようで、お世話になり、ありがとうございます。

郵送でたくさんの資料がきて、私は説明していなかったのですが、職員たちがこんな素晴らしい事業があるから、ぜひ園長先生取りたいのだけどということ、職員から話があって、これは私が委員をやっているところで、ほかの園でもやっているからいいのではないのということで申請させていただいたと思いますけれども、やはりこうやって小学校や幼稚園や保育園がお互いに刺激をシェアうので、あそこは一体どんなふうに使っただろうとか、私たちのほうも普段行けないような山のほうへ、バスを用意してバス遠足したことがなかったのですが、補助金のお陰で山に行って、親子で出向こうということになり、職員たちもこのような機会をすごく楽しみにしています。こうやって機会を与えていただくというのは一つの広報周知につながるの、参加をする時にパンフレットや情報誌を配られたらいいなとも感じますので、ぜひ、また活用させていただきたいと思います。以上です。

委員長：

ほかに皆様よろしいですか。

それでは、予定した議事は全部終了しましたので、委員の皆さん、事務局の皆さん、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会：

白石委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、平成 26 年度第 3 回山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。